

千葉県耐震改修促進計画（案）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

新	旧	備考
目次	目次	
はじめに..... 1	はじめに..... 1	
第1 計画策定の趣旨..... 2	第1 計画策定の趣旨..... 2	
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標..... 3	第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標..... 3	
1 想定される地震の規模等及び被害の状況..... 3	1 想定される地震の規模等及び被害の状況..... 3	
(1) 想定される地震の規模等..... 3	(1) 想定される地震の規模等..... 3	
(2) 物的被害..... 3	(2) 物的被害..... 3	
(3) 人的被害..... 4	(3) 人的被害..... 4	
2 耐震化の現状..... <u>6</u>	2 耐震化の現状..... <u>4</u>	(変更)
(1) 住宅..... <u>6</u>	(1) 住宅..... <u>4</u>	
<u>(2) 建築物..... 6</u>	<u>(2) 特定建築物..... 5</u>	(追加)
<u>ア 耐震診断義務付け対象建築物..... 6</u>		
<u>イ 特定建築物..... 6</u>		
(3) 県有建築物..... <u>7</u>	(3) 県有建築物..... <u>6</u>	
3 耐震化の目標の設定..... <u>8</u>	3 耐震化の目標の設定..... <u>6</u>	
(1) 住宅..... <u>8</u>	(1) 住宅..... <u>6</u>	
(2) 建築物..... <u>8</u>	(2) 特定建築物..... <u>6</u>	
(3) 公共建築物..... <u>8</u>	(3) 公共建築物..... <u>6</u>	
<u>ア 県有建築物..... 8</u>		
<u>イ 市町村有建築物..... 9</u>		(追加)
4 公共建築物の耐震化の情報開示..... <u>9</u>	4 公共建築物の耐震化の情報開示..... <u>7</u>	
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策..... <u>10</u>	第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策..... <u>8</u>	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針..... <u>10</u>	1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針..... <u>8</u>	
(1) 建築物の所有者等の役割..... <u>10</u>	(1) 建築物の所有者等の役割..... <u>8</u>	
(2) 県の役割..... <u>10</u>	(2) 県の役割..... <u>8</u>	
(3) 市町村の役割..... <u>10</u>	(3) 市町村の役割..... <u>8</u>	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要..... <u>10</u>	2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要..... <u>8</u>	
3 重点的に耐震化すべき建築物..... <u>10</u>	3 重点的に耐震化すべき建築物..... <u>9</u>	

新	旧	備考
4 重点的に耐震化すべき区域..... <a href="#">11</a>	4 重点的に耐震化すべき区域..... <a href="#">9</a>	
5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路..... <a href="#">11</a>	5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路..... <a href="#">9</a>	
(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路..... <a href="#">11</a>	(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路..... <a href="#">9</a>	
(2) その他の緊急輸送道路..... <a href="#">11</a>	(2) その他の緊急輸送道路..... <a href="#">10</a>	
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要..... <a href="#">12</a>	6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要..... <a href="#">10</a>	
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策..... <a href="#">12</a>	(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策..... <a href="#">10</a>	
(2) 各種落下物対策..... <a href="#">12</a>	(2) 各種落下物対策..... <a href="#">10</a>	
(3) 天井等の脱落対策..... <a href="#">12</a>	(3) 天井等の脱落対策..... <a href="#">11</a>	
(4) ブロック塀対策の推進..... <a href="#">12</a>	(4) ブロック塀対策の推進..... <a href="#">11</a>	
7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進..... <a href="#">13</a>	7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進..... <a href="#">11</a>	
8 特定優良賃貸住宅の空家の活用..... <a href="#">13</a>	8 特定優良賃貸住宅の空家の活用..... <a href="#">11</a>	
9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修..... <a href="#">13</a>	9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修..... <a href="#">12</a>	
10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策..... <a href="#">13</a>	10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策..... <a href="#">12</a>	
11 耐震化の状況把握..... <a href="#">13</a>	11 耐震化の状況把握..... <a href="#">12</a>	
第4 啓発及び知識の普及..... <a href="#">14</a>	第4 啓発及び知識の普及..... <a href="#">12</a>	
1 地震ハザードマップの作成・公表..... <a href="#">14</a>	1 地震ハザードマップの作成・公表..... <a href="#">12</a>	
2 建築物の液状化対策..... <a href="#">14</a>	2 建築物の液状化対策..... <a href="#">13</a>	
3 相談体制の整備及び情報提供の充実..... <a href="#">14</a>	3 相談体制の整備及び情報提供の充実..... <a href="#">13</a>	
(1) 耐震相談窓口の設置..... <a href="#">14</a>	(1) 耐震相談窓口の設置..... <a href="#">13</a>	
<a href="#">ア 設置場所..... <a href="#">14</a></a>		(追加)
<a href="#">イ 相談内容..... <a href="#">15</a></a>		
(2) 防災査察等の活用..... <a href="#">15</a>	(2) 防災査察等の活用..... <a href="#">14</a>	
(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示..... <a href="#">15</a>	(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示..... <a href="#">14</a>	
4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等..... <a href="#">15</a>	4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等..... <a href="#">14</a>	
(1) パンフレットの作成・配布等..... <a href="#">16</a>	(1) パンフレットの作成・配布等..... <a href="#">15</a>	
(2) 耐震相談会の実施..... <a href="#">16</a>	(2) 耐震相談会の実施..... <a href="#">15</a>	
(3) 講習会の実施..... <a href="#">16</a>	(3) 講習会の実施..... <a href="#">15</a>	
<a href="#">ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会..... <a href="#">16</a></a>		(追加)

新	旧	備考
<u>イ 建築物の液状化対策講習会</u> ..... 17		
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導..... 17	5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導..... 16	
6 家具の転倒防止策の推進..... 17	6 家具の転倒防止策の推進..... 16	
7 自治会等との連携に関する事項..... 17	7 自治会等との連携に関する事項..... 16	
8 耐震改修建築物の表彰..... 17	8 耐震改修建築物の表彰..... 17	
第5 所管行政庁との連携..... 18	第5 所管行政庁との連携..... 17	
1 法による指導等の実施..... 18	1 法による指導等の実施..... 17	
(1) 耐震診断義務付け対象建築物..... 18	(1) 耐震診断義務付け対象建築物..... 17	
ア 耐震診断・報告の実効性確保..... 18	ア 耐震診断・報告の実効性確保..... 17	
イ 耐震診断結果の公表..... 18	イ 耐震診断結果の公表..... 17	
ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表..... 18	ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表..... 18	
(2) 既存耐震不適格建築物..... 19	(2) 既存耐震不適格建築物..... 18	
ア 指導・助言..... 19	ア 指導・助言..... 18	
イ 指示、公表..... 19	イ 指示、公表..... 18	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施..... 19	2 建築基準法による勧告又は命令等の実施..... 18	
(1) 命令等の実施の方法、考え方..... 19	(1) 命令等の実施の方法、考え方..... 18	
第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項..... 19	第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項..... 19	
1 市町村が定める耐震改修促進計画..... 19	1 市町村が定める耐震改修促進計画..... 19	
2 関連団体との連携..... 19	2 関連団体との連携..... 19	
(1) 千葉県建築防災連絡協議会..... 19	(1) 千葉県建築防災連絡協議会..... 19	
(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会..... 20	(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会..... 19	
(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議..... 20	(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議..... 19	
(4) 千葉県耐震判定協議会..... 20	(4) 千葉県耐震判定協議会..... 20	
3 その他..... 20	3 その他..... 20	
別表・別図..... 21	別表・別図..... 21	
別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合におい てその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐 震診断の結果の報告の期限..... 21	別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合におい てその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐 震診断の結果の報告の期限..... 21	

新	旧	備考
<p>別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限…………… 25</p> <p>別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路…………… 26</p>	<p>別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限…………… 26</p> <p>別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路…………… 27</p>	
<p><b>はじめに</b></p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。</p> <p><u>平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。</u></p> <p><u>その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところ です。</u></p> <p><u>近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</u></p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。</p> <p><u>その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところ です。</u></p> <p><u>平成23年3月には、東日本大震災が発生、県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成31年1月の政令が改正され、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。</p> <p>国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。</p>	<p>さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、<u>発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。</u>特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成25年11月の法改正で、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。</p> <p>国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。</p>	(変更)
<p><b>第1 計画策定の趣旨</b></p> <p>千葉県耐震改修促進計画は、法第5条の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、<u>令和7年度</u>を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>	<p><b>第1 計画策定の趣旨</b></p> <p>千葉県耐震改修促進計画は、法第5条の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、<u>平成32年度</u>を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>	(変更)
<p><b>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b></p> <p>1 想定される地震の規模等及び被害の状況</p> <p>(1) 想定される地震の規模等</p>	<p><b>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b></p> <p>1 想定される地震の規模等及び被害の状況</p> <p>(1) 想定される地震の規模等</p>	

新					旧					備考	
千葉県地域防災計画(令和2年度版)では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を想定しています。					千葉県地域防災計画(平成26年度版)では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を想定しています。					(変更) (変更)	
表一 想定される地震の規模等					表一 想定される地震の規模等					(追加)	
想定地震名	千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震	想定地震名	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震			
規模	7.3	7.3	6.8	6.9	規模	7.3	6.8	6.9			
地震のタイプ	プレート内部	プレート	プレート内部	活断層	地震のタイプ	プレート境界	プレート内部	活断層			
震源の深さ	約50km	27.8km	43.0km	14.4km	震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km			
調査年度	平成26・27年度		平成19年度		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%		
震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%							
(2) 物的被害					(2) 物的被害					(追加)	
表一 物的被害の概要(平成19年度調査)					表一 物的被害の概要						
想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震	想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震		
建物被害	全壊棟数	68,692棟	730棟	6,633棟	建物被害	全壊棟数	68,692棟	730棟	6,633棟		
	半壊棟数	151,384棟	4,594棟	18,082棟		半壊棟数	151,384棟	4,594棟	18,082棟		
	合計	220,076棟	5,324棟	24,715棟		合計	220,076棟	5,324棟	24,715棟		
電力	停電戸数	203,999戸	286戸	19,767戸	電力	停電戸数	203,999戸	286戸	19,767戸		

新					旧					備考	
都市ガス	停止戸数	374,533戸	-	-	都市ガス	停止戸数	374,533戸	-	-		(新設)
LPガス	漏洩戸数	23,667戸	35戸	1,483戸	LPガス	漏洩戸数	23,667戸	35戸	1,483戸		
上水道	断水戸数	1,471,675戸	26,450戸	113,956戸	上水道	断水戸数	1,471,675戸	26,450戸	113,956戸		
工業用水	被害箇所数	60箇所	1箇所	3箇所	工業用水	被害箇所数	60箇所	1箇所	3箇所		
下水道	影響戸数	64,694戸	13,819戸	13,916戸	下水道	影響戸数	64,694戸	13,819戸	13,916戸		
表-2-2 物的被害の概要(平成26・27年度調査)											
想定地震名		千葉県北西部直下地震									
建物被害	全壊・焼失棟数	約81,200棟									
	半壊棟数	約150,700棟									
電力	供給停止率	約49%									
都市ガス	停止戸数	約479,000戸									
LPガス	機能障害世帯数	約82,100世帯									
上水道	機能支障人口	約2,500,400人									
下水道	影響人口	約184,600人									
(3) 人的被害											
表-3-1 人的被害の概要(平成19年度調査)											
想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震	想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震		
死傷者数	死者数	揺れ(全壊・半壊)	913人	0人	68人	死傷者数	死者数	揺れ(全壊・半壊)	913人	0人	68人
		火災	365人	0人	4人			火災	365人	0人	4人
		急傾斜地崩壊	59人	17人	11人			急傾斜地崩壊	59人	17人	11人
		ブロック塀等の転倒	54人	20人	5人			ブロック塀等の転倒	54人	20人	5人
		小計	1,391人	37人	88人			小計	1,391人	37人	88人
負傷	揺れ(全壊・半壊)	36,099人	682人	2,455人	負傷	揺れ(全壊・半壊)	36,099人	682人	2,455人		

新					旧					備考	
		火災	1,655人	0人	50人			火災	1,655人	0人	50人
		急傾斜地崩壊	758人	219人	140人			急傾斜地崩壊	758人	219人	140人
		ブロック塀等の転倒	1,893人	685人	170人			ブロック塀等の転倒	1,893人	685人	170人
		屋内収容物の転倒等	1,176人	112人	117人			屋内収容物の転倒等	1,176人	112人	117人
		小計	41,581人	1,698人	2,932人			小計	41,581人	1,698人	2,932人
死傷者数合計		42,972人	1,735人	3,020人	死傷者数合計		42,972人	1,735人	3,020人		
避難者数	1日後	1,455,977人	37,379人	121,253人	避難者数	1日後	1,455,977人	37,379人	121,253人		
	1ヵ月後	610,880人	6,448人	30,225人		1ヵ月後	610,880人	6,448人	30,225人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963台	3,597台	3,512台	エレベーター閉じ込め台数		7,963台	3,597台	3,512台		
(新設)											

  

表-3-2 人的被害の概要 (平成26・27年度調査)

想定地震名		千葉県北西部直下地震	
死傷者数	死者数	揺れ(倒壊等)	約660人
		急傾斜地崩壊	約10人
		火災	約1,400人
		ブロック塀等の転倒ほか	約30人
		小計	約2,100人
重傷者	重傷者	揺れ(倒壊等)	約3,000人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	約660人
		ブロック塀等の転倒ほか	約430人
		小計	約4,100人
軽傷者	軽傷者	揺れ(倒壊等)	約18,600人
		急傾斜地崩壊	約10人
		火災	約1,700人
		ブロック塀等の転倒ほか	約690人
		小計	約21,000人



新			旧			備考
死傷者数合計	約 27,200 人					
避難者数	1 日後	約 298,300 人				
	2 週間後	約 806,000 人				
エレベーター停止台数	約 2,500 台					
<b>2 耐震化の現状</b> <b>(1) 住宅</b> 平成 30 年度の県内の住宅戸数は、約 263 万戸（戸建て住宅：約 140 万戸、共同住宅等：123 万戸）と推計されます。 その内、耐震性がある住宅戸数は、約 243 万戸（昭和 55 年以前で耐震性を有する住宅：約 38 万戸、昭和 56 年以降の住宅：約 205 万戸）であり、県内の住宅の耐震化率は、約 92 パーセントと推計されます。			<b>2 耐震化の現状</b> <b>(1) 住宅</b> 平成 25 年度の県内の住宅戸数は、約 252 万戸（木造戸建て住宅：約 131 万戸、共同住宅その他の住宅：121 万戸）と推計されます。 その内、耐震性がある住宅戸数は、約 213 万戸（昭和 55 年以前で耐震性を有する住宅：約 29 万戸、昭和 56 年以降の住宅：約 184 万戸）であり、県内の住宅の耐震化率は、約 84 パーセントと推計されます。			(変更)
表－4 住宅の耐震化の現状 (単位：万戸)			表－4 住宅の耐震化の現状 (単位：万戸)			(追加)
	総戸数 (a+b+c)	昭和 55 年以前 耐震性無 a	耐震性有 b	昭和 56 年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	
住宅全体	約 263	約 21	約 38	約 204	約 92%	
戸建て住宅	約 140	約 19	約 17	約 104	約 86%	
共同住宅等	約 123	約 2	約 21	約 100	約 98%	
*住宅の各戸数及び耐震化率は平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。 *昭和 55 年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。			*住宅の各戸数及び耐震化率は平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。 *昭和 55 年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。			(変更)
<b>(2) 建築物</b> <b>ア 耐震診断義務付け対象建築物</b>			<b>(2) 特定建築物</b>			(変更) (追加)

新	旧	備考								
<p>令和2年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、616棟。そのうち、耐震性のあるものは552棟となっており、耐震化率は、約90%となっています。</p> <p>表-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状 (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="141 400 985 576"> <thead> <tr> <th>総棟数 (a+b)</th> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> <th>耐震性率 b/(a+b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>616</td> <td>64</td> <td>552</td> <td>約90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各棟数及び耐震化率は令和2年4月1日時点の数値です。</p> <p>イ 特定建築物</p> <p>本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。</p> <p>本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。</p> <p>特定建築物の耐震化率＝耐震性のある特定建築物棟数／県内全ての特定建築物棟数</p> <p>令和2年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が1,486棟、市町村有建築物が4,607棟、民間建築物が約14,200棟で、あわせて約20,300棟です。</p> <p>その内、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が24棟、市町村有建築物が107棟、民間建築物が約1,300棟で、あわせて約1,500棟です。</p> <p>特定建築物の耐震化率は、約9.3パーセントです。その内、県有の耐震化率は約9.8パーセント、市町村有の耐震化率は約9.8パーセント、民間の耐震化率は約9.1パーセントとなります。</p>	総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震性率 b/(a+b)	616	64	552	約90%	<p>本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。</p> <p>本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。</p> <p>特定建築物の耐震化率＝耐震性のある特定建築物棟数／県内全ての特定建築物棟数</p> <p>平成26年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が1,516棟、市町村有建築物が4,881棟、民間建築物が約13,600棟で、あわせて約20,000棟です。</p> <p>その内、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が105棟、市町村有建築物が340棟、民間建築物が約1,400棟で、あわせて約1,900棟です。</p> <p>特定建築物の耐震化率は、約9.1パーセントです。その内、県有の耐震化率は約9.3パーセント、市町村有の耐震化率は約9.3パーセント、民間の耐震化率は約8.9パーセントとなります。</p>	<p>(変更)</p>
総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震性率 b/(a+b)							
616	64	552	約90%							

新						旧						備考		
表-6 特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)						表-5 特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)						(変更)		
区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	(新設)		
		耐震性無 a	耐震性有 b					耐震性無 a	耐震性有 b					
県有*1	1,486	24	949	513	約98%	県有*1	1,516	105	895	516	約93%		(変更)	
市町村有*2	4,607	107	2,454	2,046	約98%	市町村有*2	4,881	340	2,454	2,087	約93%			
民間*3	約14,200	約1,300	約2,600	約10,200	約91%	民間*3	約13,600	約1,400	約2,600	約9,600	約89%			
全体	約20,300	約1,500	約6,000	約12,800	約93%	全体	約20,000	約1,900	約5,900	約12,200	約91%			
*1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和2年4月1日時点の数値です。 *2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和2年3月末時点の市町村調査による推計値です。 *3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成31年3月末時点の市町村調査による推計値です。						*1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成27年4月1日時点の数値です。 *2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成27年3月末時点の市町村調査による推計値です。 *3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成26年10月末時点の市町村調査による推計値です。								
なお、各施設の耐震化の取組は、「千葉県国土強靱化地域計画」によって公表しております。						(3) 県有建築物 県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修等を進めてきたところです。平成26年度末までに整備プログラムに基づく耐震改修を実施し、耐震化率は約91パーセントとなっています。								
(3) 県有建築物 県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定し、計画的に耐震改修等を進めてきたところです。なお、令和2年4月1日時点の耐震化率は約98パーセントとなっています。														(削除) (変更)

新	旧	備考																								
<p>す。</p> <p>表-7 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="143 357 987 536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総棟数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,054</td> <td>48</td> <td>1,175</td> <td>831</td> <td>約98%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 耐震化の目標の設定</b></p> <p>平成19年3月に策定した計画では、平成27年度に向けた目標を設定しました。<u>令和3年3月</u>の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急対策推進基本計画等を踏まえ、<u>令和7年度</u>を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。</p> <p>(1) 住宅 住宅の耐震化率の目標は、<u>令和7年度</u>に95パーセントとします。</p> <p>(2) 建築物 <u>耐震診断義務付け対象建築物</u>の耐震化率の目標は、<u>令和7年度におおむね解消</u>とします。</p> <p>(3) 公共建築物 &lt;略&gt;</p> <p><b>ア 県有建築物</b></p> <p>県は、これまで、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等について、計画的に耐震化を進めてきました。今後も、引き続き、整備プログラムに<u>おいて耐震改修の実施状況を把握し、公表等を行うこととします。</u></p> <p>また、「千葉県公共施設等総合管理計画」及び「<u>千葉県県有建物長寿命化計画</u>」をはじめ</p>	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	2,054	48	1,175	831	約98%	<p>表-6 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="1014 268 1865 446"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総棟数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,094</td> <td>181</td> <td>1,087</td> <td>826</td> <td>約91%</td> </tr> </tbody> </table> <p><del>*各棟数及び耐震化率は平成27年4月1日時点の数値です。</del></p> <p><b>3 耐震化の目標の設定</b></p> <p>平成19年3月に策定した計画では、平成27年度に向けた目標を設定しました。平成28年1月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急対策推進基本計画等を踏まえ、平成32年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。</p> <p>(1) 住宅 住宅の耐震化率の目標は、<u>平成32年度</u>に95パーセントとします。</p> <p>(2) 特定建築物 <u>特定建築物</u>の耐震化率の目標は、<u>平成32年度</u>に95パーセントとします。</p> <p>(3) 公共建築物 &lt;略&gt;</p> <p><b>ア 県有建築物</b></p> <p>県は、これまで、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等について、整備プログラムに基づき、耐震化を進めてきました。今後も、引き続き整備プログラムに基づく耐震改修を実施し、早期の完了を目指します。</p> <p>なお、整備プログラムにおいて耐震化の整備計画等を検討中としている建築物及びその他の耐震化が必要な建築物については、千葉県公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく施設の長寿命化改修等に併せて耐震化を図っていくこととします。</p>	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	2,094	181	1,087	826	約91%	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
総棟数 (a+b+c)		昭和55年以前				昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																			
	耐震性無 a	耐震性有 b																								
2,054	48	1,175	831	約98%																						
総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																						
	耐震性無 a	耐震性有 b																								
2,094	181	1,087	826	約91%																						



新	旧	備考
<p>(3) 市町村の役割 &lt;略&gt;</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 &lt;略&gt;</p> <p>3 重点的に耐震化すべき建築物 &lt;略&gt;</p> <p>4 重点的に耐震化すべき区域 &lt;略&gt;</p> <p>5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路        県は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した 交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画に、緊急輸送ネットワークを位置付けています。        本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう、その緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路とし、これらの道路の沿道の建築物（<b>施行令第4条第1項一号及び二号に規定される通行障害建築物</b>）について、市町村と連携して耐震化を促進していきます。</p> <p>(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路 &lt;略&gt;</p> <p>(2) その他の緊急輸送道路 &lt;略&gt;</p> <p>6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要 (1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策 &lt;略&gt;</p>	<p>(3) 市町村の役割 &lt;略&gt;</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 &lt;略&gt;</p> <p>3 重点的に耐震化すべき建築物 &lt;略&gt;</p> <p>4 重点的に耐震化すべき区域 &lt;略&gt;</p> <p>5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路        県は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した 交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画に、緊急輸送ネットワークを位置付けています。        本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう、その緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路とし、これらの道路の 沿道の建築物について、市町村と連携して耐震化を促進していきます。</p> <p>(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路 &lt;略&gt;</p> <p>(2) その他の緊急輸送道路 &lt;略&gt;</p> <p>6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要 (1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策 &lt;略&gt;</p>	<p>(追加)</p>

新	旧	備考
<p>(2) 各種落下物対策 &lt;略&gt;</p> <p>(3) 天井等の脱落対策 &lt;略&gt;</p> <p>(4) ブロック塀対策の推進 &lt;略&gt;</p> <p>7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 &lt;略&gt;</p> <p>8 特定優良賃貸住宅の空家の活用 &lt;略&gt;</p> <p>9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修 &lt;略&gt;</p> <p>10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 &lt;略&gt;</p> <p>11 耐震化の状況把握 &lt;略&gt;</p>	<p>(2) 各種落下物対策 &lt;略&gt;</p> <p>(3) 天井等の脱落対策 &lt;略&gt;</p> <p>(4) ブロック塀対策の推進 &lt;略&gt;</p> <p>7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 &lt;略&gt;</p> <p>8 特定優良賃貸住宅の空家の活用 &lt;略&gt;</p> <p>9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修 &lt;略&gt;</p> <p>10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 &lt;略&gt;</p> <p>11 耐震化の状況把握 &lt;略&gt;</p>	
<p><b>第4 啓発及び知識の普及</b></p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 &lt;略&gt;</p> <p>2 建築物の液状化対策 東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。 県は、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調</p>	<p><b>第4 啓発及び知識の普及</b></p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 &lt;略&gt;</p> <p>2 建築物の液状化対策 東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。 県は、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調</p>	

新	旧	備考
<p>査報告書としてとりまとめ、また、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書においても液状化の予測を行い、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。</p> <p><b>3 相談体制の整備及び情報提供の充実</b></p> <p>(1) 耐震相談窓口の設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 防災査察等の活用</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等</b></p> <p>阪神・淡路大震災、新潟中越地震や熊本地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。</p> <p>地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。</p> <p>(1) パンフレットの作成・配布等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 耐震相談会の実施</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 講習会の実施</p> <p><b>ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会</b></p> <p>県は、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。</p>	<p>査報告書としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。</p> <p><b>3 相談体制の整備及び情報提供の充実</b></p> <p>(1) 耐震相談窓口の設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 防災査察等の活用</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等</b></p> <p>阪神・淡路大震災や新潟中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。</p> <p>地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。</p> <p>(1) パンフレットの作成・配布等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 耐震相談会の実施</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 講習会の実施</p> <p><b>ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会</b></p> <p>県は、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>



新	旧	備考
<p>講習会は、これまで登録した技術者の高齢化等による減少数を補うために、毎年概ね100名の技術者を養成していくものとします（平成7年度から講習会を実施してきており、令和2年度までに延べ41回開催し、累計の受講者数は約7,400名となっています。）。</p> <p>県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。</p> <p>(<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html</a>)</p> <p><b>イ 建築物の液状化対策講習会</b></p> <p>県は、建築技術者（建築士等）を対象として、液状化対策に関する知識・技術の向上を目的とする講習会を開催します。</p> <p><b>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>6 家具の転倒防止策の推進</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>7 自治会等との連携に関する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>8 耐震改修建築物の表彰</b></p> <p>耐震改修を実施した建築物において、その耐震改修に係る工法等が他の建築物の耐震改修を促進し、かつ、地域の良好な景観形成等に寄与している優良な建築物である場合、県は、その建築物を表彰するものとします。</p> <p>また、県は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会を通じ、<u>(一財)</u>日本建築防災協会が実施する耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度に協賛し、表彰された建築物をモデルケースとして建築物の耐震改修が促進されるよう当該制度をパンフレット等で広く情報提供を行うものとします。</p>	<p>講習会は、これまで登録した技術者の高齢化等による減少数を補うために、毎年概ね100名の技術者を養成していくものとします（平成7年度から講習会を実施してきており、平成26年度までに延べ35回開催し、累計の受講者数は約6,700名となっています。）。</p> <p>県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。</p> <p>(<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html</a>)</p> <p><b>イ 建築物の液状化対策講習会</b></p> <p>県は、建築技術者（建築士等）を対象として、液状化対策に関する知識・技術の向上を目的とする講習会を開催します。</p> <p><b>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>6 家具の転倒防止策の推進</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>7 自治会等との連携に関する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>8 耐震改修建築物の表彰</b></p> <p>耐震改修を実施した建築物において、その耐震改修に係る工法等が他の建築物の耐震改修を促進し、かつ、地域の良好な景観形成等に寄与している優良な建築物である場合、県は、その建築物を表彰するものとします。</p> <p>また、県は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会を通じ、<u>一般財団法人</u>日本建築防災協会が実施する耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度に協賛し、表彰された建築物をモデルケースとして建築物の耐震改修が促進されるよう当該制度をパンフレット等で広く情報提供を行うものとします。</p>	<p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p><b>第5 所管行政庁との連携</b></p> <p>1 法による指導等の実施</p> <p>(1) 耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>ア 耐震診断・報告の実効性確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 耐震診断結果の公表</p> <p>所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。</p> <p>要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表するものとします。</p> <p>公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言（平成25年11月25日付国住指第2930号、<u>平成31年1月1日付国住指第3209号</u>）に基づくものとします。</p> <p>所管行政庁は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。</p> <p>(2) 既存耐震不適格建築物</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 建築基準法による勧告又は命令等の実施</p> <p>(1) 命令等の実施の方法、考え方</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 所管行政庁との連携</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 法による指導等の実施</p> <p>(1) 耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>ア 耐震診断・報告の実効性確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 耐震診断結果の公表</p> <p>所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。</p> <p>要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表するものとします。</p> <p>公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言（平成25年11月25日付国住指第2930号、<u>平成27年12月11日付国住指第3435号</u>）に基づくものとします。</p> <p>所管行政庁は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。</p> <p>(2) 既存耐震不適格建築物</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 建築基準法による勧告又は命令等の実施</p> <p>(1) 命令等の実施の方法、考え方</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p><b>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b></p> <p>1 市町村が定める耐震改修促進計画  &lt;略&gt;</p> <p>2 関連団体との連携  &lt;略&gt;</p> <p>(1) 千葉県建築防災連絡協議会  &lt;略&gt;</p> <p>(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会  &lt;略&gt;</p> <p>(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議  千葉県内にある<u>以下の</u>建築関連団体において組織されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社) 千葉県建築士会</li> <li>・(公社) 千葉県建築士事務所協会</li> <li>・(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会</li> <li>・(一社) 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉</li> <li>・(一社) 千葉県設備設計事務所協会</li> <li>・(一社) 日本建築学会関東支部千葉支所</li> </ul> <p>(4) 千葉県耐震判定協議会  &lt;略&gt;</p> <p>3 その他  &lt;略&gt;</p>	<p><b>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b></p> <p>1 市町村が定める耐震改修促進計画  &lt;略&gt;</p> <p>2 関連団体との連携  &lt;略&gt;</p> <p>(1) 千葉県建築防災連絡協議会  &lt;略&gt;</p> <p>(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会  &lt;略&gt;</p> <p>(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議  千葉県内にある建築関連団体((一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、  (公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東  甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部  千葉支所) において組織されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>一般社団法人</u> 千葉県建築士会</li> <li>・<u>公益社団法人</u> 千葉県建築士事務所協会</li> <li>・<u>公益社団法人</u> 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会</li> <li>・<u>一般社団法人</u> 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉</li> <li>・<u>一般社団法人</u> 千葉県設備設計事務所協会</li> <li>・<u>一般社団法人</u> 日本建築学会関東支部千葉支所</li> </ul> <p>(4) 千葉県耐震判定協議会  &lt;略&gt;</p> <p>3 その他  &lt;略&gt;</p>	<p>(削除・追加)</p> <p>(変更)</p>

新				旧				備考
<b>別表・別図</b> 別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限 1. 報告の期限が平成27年12月末のもの <略> 2. 報告の期限が平成28年12月末のもの <略> 3. 報告の期限が平成30年12月末のもの <略> 4. 報告の期限が令和元年12月末のもの				<b>別表・別図</b> 別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限 1. 報告の期限が平成27年12月末のもの <略> 2. 報告の期限が平成28年12月末のもの <略> 3. 報告の期限が平成30年12月末のもの <略> 4. 報告の期限が平成31年12月末のもの				(変更)
所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限	所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限	
木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	令和元年12月末	木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	平成31年12月末	
柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	令和元年12月末	柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	平成31年12月末	
勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	令和元年12月末	勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	平成31年12月末	
鴨川市	鴨川市立国保病院	病院	令和元年12月末	鴨川市	鴨川市立国保病院	病院	平成31年12月末	
四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	令和元年12月末	四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	平成31年12月末	
八街市	八街市役所(第2庁舎)	官公署	令和元年12月末	八街市	八街市役所(第2庁舎)	官公署	平成31年12月末	
神崎町	神崎町役場	官公署	令和元年12月末	神崎町	神崎町役場	官公署	平成31年12月末	
神崎町	町民体育館	令第2条第22号	令和元年12月末	神崎町	町民体育館	令第2条第22号	平成31年12月末	
	わくわく西の城(体育館)	令第2条第22号	令和元年12月末	神崎町	わくわく西の城(体育館)	令第2条第22号	平成31年12月末	
別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限 1. 報告の期限が令和4年12月末のもの				別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限 1. 報告の期限が平成34年12月末のもの				(変更)
番号	路線名	区間	報告の期限	番号	路線名	区間	報告の期限	
1	常磐自動車道	流山市下花輪～柏市上利根	令和4年12月末	1	常磐自動車道	流山市下花輪～柏市上利根	平成34年12月末	

新				旧				備考
2	東関東自動車道水戸線	市川市高谷～香取市磯山	令和4年12月末	2	東関東自動車道水戸線	市川市高谷～香取市磯山	平成34年12月末	
3	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	松戸市小山～市川市高谷	令和4年12月末	3	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	松戸市小山～市川市高谷	平成34年12月末	
4	東関東自動車道館山線	千葉市中央区浜野町 ～富津市竹岡	令和4年12月末	4	東関東自動車道館山線	千葉市中央区浜野町 ～富津市竹岡	平成34年12月末	
5	館山自動車道木更津南支線	木更津市矢那～木更津市畑沢	令和4年12月末	5	館山自動車道木更津南支線	木更津市矢那～木更津市畑沢	平成34年12月末	
6	東京湾アクアライン	川崎市川崎区浮島町 ～木更津市中島 (千葉県部分に限る。)	令和4年12月末	6	東京湾アクアライン	川崎市川崎区浮島町 ～木更津市中島 (千葉県部分に限る。)	平成34年12月末	
7	東京湾アクアライン連絡道	木更津市中島～木更津市犬成	令和4年12月末	7	東京湾アクアライン連絡道	木更津市中島～木更津市犬成	平成34年12月末	
8	首都圏中央連絡自動車道	木更津市犬成 ～山武市松尾町谷津	令和4年12月末	8	首都圏中央連絡自動車道	木更津市犬成 ～山武市松尾町谷津	平成34年12月末	
9	首都圏中央連絡自動車道	香取郡神崎町松崎～成田市吉岡	令和4年12月末	9	首都圏中央連絡自動車道	香取郡神崎町松崎～成田市吉岡	平成34年12月末	
10	新空港自動車道	成田市吉倉～成田市取香 (成田国際空港アクセス 新東京国際空港内道路1号 (1.1km)を除く。)	令和4年12月末	10	新空港自動車道	成田市吉倉～成田市取香 (成田国際空港アクセス 新東京国際空港内道路1号 (1.1km)を除く。)	平成34年12月末	
11	首都高速道路湾岸線	浦安市舞浜～市川市高谷	令和4年12月末	11	首都高速道路湾岸線	浦安市舞浜～市川市高谷	平成34年12月末	
12	京葉道路	市川市稲荷木 ～千葉市中央区浜野町	令和4年12月末	12	京葉道路	市川市稲荷木 ～千葉市中央区浜野町	平成34年12月末	
13	富津館山道路	富津市竹岡 ～南房総市富浦町深名	令和4年12月末	13	富津館山道路	富津市竹岡 ～南房総市富浦町深名	平成34年12月末	
14	千葉東金道路	東金市山田 ～千葉市中央区星久喜町	令和4年12月末	14	千葉東金道路	東金市山田 ～千葉市中央区星久喜町	平成34年12月末	
15	銚子連絡道路	横芝光町芝崎 ～山武市松尾町谷津	令和4年12月末	15	銚子連絡道路	横芝光町芝崎 ～山武市松尾町谷津	平成34年12月末	
別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路 <略>				別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路 <略>				